

議案第64号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

休日保育等の保育料を無償化する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「休日保育等」を「休日保育、年末年始保育及び病後児保育」に改め、同条第1項中「休日保育等」を「休日保育、年末年始保育又は病後児保育」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「及び第3号」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(緊急一時保育及び一時保育の保育料)

第7条 緊急一時保育及び一時保育に係る保育料は、0円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料について適用し、同日前の利用に係る保育料については、なお従前の例による。